外貨積立サービス説明書

－ ２０２３年１０月２日現在 －

（この書面は、法令の規定に基づく契約締結前交付書面です。）

この書面には、「外貨積立サービス」（以下「本サービス」といいます。）のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みください。

○本サービスは、あらかじめ設定した金額を、円貨普通預金口座から自動的に引落し、当社所定の外国為替相場で換算した外貨額を外貨普通預金口座に入金するサービスです。外貨普通預金に対して本サービスを付加することができます。

○本サービスを利用してお預入れした外貨資金には、為替変動リスクがあります。外国為替相場の変動により、お受け取りの外貨額を円換算すると、当初お預入れ時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れする）リスクがあります。

●本サービスを利用して、外国為替取引（通貨の交換）を伴う振替による外貨普通預金口座へのお預入れを行う場合、通貨を問わず為替手数料はかかりません。その他、お客さまにご負担いただく手数料等もございません。本サービスによりお預入れいただいた外貨資金の外貨普通預金口座からの払戻や本サービスを利用しないお預入れの際にかかる手数料につきましては、外貨普通預金の商品説明書をご確認ください。

●本サービスを利用してお預入れした外貨資金には為替変動リスクがあります。外国為替相場の変動により、お受け取りの外貨額を円換算すると、当初お預入れ時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れする）リスクがあります。

①元本割れの原因となる指標

お預入れ時点と払戻し時点の適用外国為替相場

②①に係る変動により元本割れが生ずるおそれがある理由

・払戻し時点の適用外国為替相場が、お預入れ時点の適用外国為替相場よりも円貨に対して当該預入通貨安の水準となる場合があること。

・外国為替相場（基準レート）に変動がない場合であっても、払戻時の為替手数料がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金預入時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れする）リスクがあること。

（商号）　三井住友信託銀行株式会社

（住所）　〒１００－８２３３　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

ー　各項目のご説明　ー

１．サービスの名称	○外貨積立サービス
２．サービスの概要	○外貨積立サービスとは、申込時にお客さまがあらかじめ設定する毎月の引落指定日に、お客さまがあらかじめ設定した金額を、お客さまの円貨普通預金口座から自動的に引落し、その金額をもって、当社所定の外国為替相場で換算した外貨額をお客さまの外貨普通預金口座に入金するサービスです。外貨普通預金の商品概要については、外貨普通預金の商品説明書をご確認ください。
３．預金保険の取扱い	○外貨普通預金は預金保険の対象ではありません。
４．ご利用いただけるお客さま	○国内にお住まいがあり、当社にて外貨普通預金口座を保有しているお客さま。
５．お取扱い窓口	○当社国内本支店窓口のみ ※インターネットバンキングでの取扱いはございません。外貨積立サービスのご契約状況のご確認はお取引店（当社本支店は、店舗ご案内資料または当社ホームページでご確認いただけます。）までお問い合わせください。
６．外貨積立サービスの条件	
(1) 引落日	○毎月、お客さまが指定した日付に引落しをして、積立を行います。指定した日付が土・日・祝日等の銀行休業日の場合は翌営業日に引落を行います。ただし、翌営業日が翌月に該当する場合のみ、前営業日に引落を行います。該当月に引落指定日の応当日がない場合、該当月の月末日を引落指定日とします。該当月の月末日が当社の休業日に当たる場合は前営業日に引落を行います。
(2) 引落金額	○10,000円以上1,000,000円以下、1,000円単位とします（円貨額指定のみ）。
(3) 積立可能通貨	○当社外貨普通預金の取扱通貨である、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、ＮＺドルの５通貨となります。
(4) 適用レート	○引落日当日の第一公示仲値
(5) 引落方法	○引落日当日にお客さまが指定する決済口座から引落し、適用レートにより外貨に換算のうえ外貨普通預金口座に入金します。 ○引落時点で引落口座の残高が引落金額に満たない場合もしくは引落口座が解約されている場合は、積立は行いません。 ○初回の引落は、お手続き完了日から４営業日以降に最初に到来する引落日から開始します。
(6) 積立の変更	○引落日・引落金額に関するお取引内容の変更は、変更のお手続きを完了してから4営業日目に変更後の内容が反映されます。 ○通貨を変更するときは、現行の申込内容をいったん終了のうえ、新たに本サービスの申し込みが必要です。
(7) 積立の終了	○本サービスのご利用を終了する場合、終了のお手続きを完了してから4営業日目に終了となります。
(8) 積立期間	○外貨積立サービスには積立期間の定めはありません。
(9) その他	○本サービスのご利用による引落しと他商品・サービス等による引落しが同日に行われる場合、そのいずれを優先するかは当社の任意とします。
７.払戻しの方法	○外貨積立サービスによって入金された外貨資金は外貨普通預金口座から払戻しできます。
８．利息に関する事項	○適用利率：外貨普通預金と同一の店頭表示金利を適用します。利率は金融情勢に応じて変動します。 ○利払い方法：毎年２月と８月の第二日曜日（翌月曜日が休日にあたる場合は当該月曜日）を利息決算日とし、前回利息決算日の翌日から当該利息決算日までの期間の税引き後の利息を、翌銀行営業日にこの預金の元本に組み入れる方法により、お支払いします。 ○計算方法：毎日の最終残高について、付利単位を１補助通貨単位（例：米ドルの場合は１セント）として毎日の適用利率を乗じ、１年を３６５日とする日割計算を行います。

９．損失が生ずるおそれ	○本サービスを利用してお預入れした外貨資金には為替変動リスクがあります。外国為替相場の変動により、お受け取りの外貨額を円換算すると、当初お預入れ時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れする）リスクがあります。 ①元本割れの原因となる指標 お預入れ時点と払戻し時点の適用外国為替相場 ②①に係る変動を直接の原因として元本割れが生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分 ・払戻し時点の適用外国為替相場が、お預入れ時点の適用外国為替相場よりも、円貨に対して当該預入通貨安の水準となる場合があること。 ・外国為替相場（基準レート）に変動がない場合であっても、為替手数料がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金預入時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れする）リスクがあること。 ○当社の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本割れが生ずるリスクがあります。
10．付加することのできる特約に関する事項	○付加することのできる特約はありません。
11．お客さまにご負担いただく手数料等に関する事項（為替手数料）	○本サービスを利用して、外国為替取引（通貨の交換）を伴う振替による外貨普通預金口座へのお預入れを行う場合、通貨を問わず為替手数料はかかりません。その他、お客さまにご負担いただく手数料等もございません。 ※本サービスによりお預入れいただいた外貨資金の外貨普通預金口座からの払戻や本サービスを利用しないお預入れの際にかかる手数料につきましては、外貨普通預金の商品説明書をご確認ください。
12．租税の概要	○利息には、利子所得として、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります（源泉分離課税）。マル優の適用は受けられません。 ○為替差益は、雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収２，０００万円以下の給与所得者で、為替差益を含めた給与所得と退職所得以外の所得が年間２０万円以下であれば確定申告は不要です。為替差損は、黒字の雑所得から控除できます。 ※なお、上記は本書面作成時点における税金の取扱いであり、今後変更されることがあります。その場合、変更後の税金の取扱いが優先されます。 ○詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
13．当社あての連絡方法	○ご不明な点等につきましては、お取引店（当社本支店は、店舗ご案内資料または当社ホームページでご確認いただけます。）または以下までお問い合わせください。 ・電話番号　０１２０－９２１－５６２ ・営業時間　平日　９：００～１７：００（土・日・祝日および１２月３１日～１月３日はご利用いただけません。） ※なお、お問い合わせの内容によっては、お取引のある本支店におつなぎさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。
14．当社が契約している指定紛争解決機関	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０－０１７１０９　または０３－５２５２－３７７２ ※金融ＡＤＲ制度（苦情処理・紛争解決手続）について 金融ＡＤＲ制度とは、金融機関とお客さまとのトラブルを、裁判以外の方法で解決を図る制度です。一般的に、手続きの簡易さ、迅速性、専門性、非公開性、低廉な費用といったメリットがあるといわれています。苦情処理・紛争解決手続きの手段は、お客さまが任意にご選択できます。 ※なお、当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

外貨積立サービス規定

２０２５年４月３日　現在

第１条（外貨積立サービス）

外貨積立サービスの申込時にお客さまがあらかじめ設定する毎月の引落指定日（以下「引落指定日」という）に、お客さまがあらかじめ設定した金額（以下「引落金額」という）を、お客さまの口座（下記第３条①に定めるお客さまの口座、以下「引落口座」という）から自動的に引落し、その金額をもって、当社所定の外国為替相場で換算した外貨額をお客さまの外貨普通預金口座に入金するサービスです。なお、同一通貨に対して、異なる引落指定日を設定することはできないものとします。外貨積立サービスの期間は、下記第８条に定める場合を除き、無期限です。

第２条（申込方法）

外貨積立サービスの利用にあたっては、当社所定の手続きによって申込むものとし、当社が承諾した場合に限り外貨積立サービスを開始できるものとします。なお、お申込み内容については、手続日から4営業日以降に最初に到来する引落日から開始します。

第３条（引落の取扱い）

①引落口座はお客さまご本人が外貨普通預金に係る取引で指定している当社にあるお客さまご本人名義の円普通預金口座とします。

②毎月の引落金額の単位は、当社が別途定めるところによります。

③引落指定日における引落時点で引落口座の預金残高が引落金額に満たないときは、引落を行いません。ただし、複数の通貨の外貨積立サービスをお申込みの場合で引落時点における引落口座の預金残高が一部の契約のみ引落が可能な場合、一部の契約のみ引落を行いますが、そのいずれを優先するかは当社の任意とします。

④外貨積立サービスのご利用による引落しと他商品・サービス等による引落しが同日に行われる場合、そのいずれを優先するかは当社の任意とします。

⑤引落は、外貨普通預金口座に設定している指定の円普通預金口座から行われます。また、引落の結果、引落口座が当座貸越になる場合は、その月の引落は行いません。

⑥上記③④⑤について、引落がされなかったことについてのお客さまへの通知はいたしません。また、引落がされなかったことについて生じた損害について、当社はその責を負いません。

⑦引落指定日が当社の休業日に当たる場合は翌営業日に引落を行います。ただし、翌営業日が翌月に該当する場合のみ、前営業日に引落を行います。

⑧該当月に引落指定日の応当日がない場合、該当月の月末日を引落指定日とします。該当月の月末日が当社の休業日に当たる場合は前営業日に引落を行います。

⑨お取引店およびお客さま番号の変更や紛失等により、円貨普通預金口座または外貨普通預金口座の入出金が制限されている場合は、外貨積立サービスのご利用による引落しができないことがあります。この場合、その月の引落しは行いません。また、引落しがされなかったことについてのお客さまへの通知はいたしません。また、引落しがされなかったことについて生じた損害について、当社はその責を負いません。

第４条（手数料等）

外貨積立サービスを利用して行う外国為替取引（通貨の交換）については、為替手数料はかかりません。その他、お客さまにご負担いただく手数料等もございません。外貨積立サービスによりお預入れいただいた外貨資金の外貨普通預金口座からの払戻しについては外貨普通預金規定（個人用）所定の手数料が適用されます。

第５条（取引内容の報告）

外貨積立サービスによる外貨預入については、都度の明細等の発行および交付を行いません。外貨普通預金口座を保有しているお客さまに対して、毎年１月、７月に当社所定の様式により交付しております半期異動明細書にて取引内容を報告いたします。

第６条（申込内容の変更）

①指定通貨を変更するときは、現行の申込内容をいったん終了のうえ、新たに当社所定の手続きによって申込むものとします。

②引落指定日、引落金額等、指定通貨以外の申込内容を変更するときは、当社所定の手続きによって変更の申し出をするものとします。変更後の内容については変更の手続日から4営業日以降に最初に到来する引落日から適用します。

第７条（外貨積立サービスの一時停止）

以下のやむを得ない事情により、当社は外貨積立サービスを一時的に停止することがあります。

①天災地変その他不可抗力等、当社の責に帰すことのできない事由により、当社が外貨積立サービスを提供できないとき。

②その他やむを得ない事情により、外貨積立サービスの提供を停止せざるを得ないと当社が判断したとき。

第８条（外貨積立サービスの終了）

次の各号のいずれかに該当したとき、原則外貨積立サービスは終了するものとします。終了時期は当社の任意となります。外貨積立サービスの終了についてのお客さまへの通知はいたしません。

①お客さまから、当社所定の手続きにより外貨積立サービスの終了の申し出があったとき
　この場合、終了を希望される指定通貨にかかる引落日の４営業日前までの手続きが必要となります。

②指定通貨の外貨普通預金口座を解約したとき

③当社が、外国為替業務を営むことができなくなったとき

④相続の開始があったとき
⑤お客さまが非居住者の届出を当社に提出されたとき
⑥外貨積立サービスの申込時に名義人が未成年であった場合において、名義人が成年に達したとき（成年に到達する誕生日前日の前月を最終引落月とします。ただし、未成年で婚姻されている場合を除きます）
⑦引落口座の残高不足等の理由により、外貨積立を実行できない状況が1年以上継続されたとき

第９条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
①外貨積立サービスにおいて、当社所定の申込書等に押印された印影を届出の印鑑と相応の注意をもって照合し、相違ないものとして手続きを行い、損害が生じた場合。
②天災地変その他不可抗力等、当社の責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合。

第１０条（規定の変更）

①この規定の各条項その他の条件は、当社にて相当の事由があると認められた場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第１１条（規定の適用）

外貨積立サービスに関し、本規定に定めのない事項に関しては、外貨普通預金規定（個人用）、普通預金規定等により取扱うものとします。

以上